

2020年度版 環境基本計画年次報告書への市民意見及び対応措置

第1章 環境基本計画の体系と目標達成状況の概要

項目	報告書ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	1	冒頭の「川崎市における環境施策のあゆみ」において、浮遊粒子状物質や二酸化窒素をあげて「環境は大きく改善されました」と記載されているが、その前段にある二酸化硫黄のように、環境目標値についても言及すべき。浮遊粒子状物質も二酸化窒素も、環境目標値は達成していない。	「川崎市における環境施策のあゆみ」では、本市の環境施策の取組状況やその成果、市民・事業者の皆様の御協力によりどの程度環境が改善されたのかを簡潔に示しております。そのため、達成していない項目ではなく、達成している項目を示しているところでございます。 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、環境基準は達成しておりますが、引き続き事業所・工場等の監視・指導に努めてまいります。

第2章 重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況

項目	報告書ページ	市民意見要旨	対応措置
温暖化	19	二酸化炭素排出量に関するパリ協定の目標（2050年に実質ゼロ）を実現するためには、2030年までの目標が重要であるため、川崎市の現行の目標を引き上げ、大幅な削減計画を策定すべき。 また、大規模事業者に係る「地球温暖化対策計画書提出制度」だけでは成果に限界があるため、神奈川県のように事業者ごと、期間ごとに自主計画目標達成率を公表すべき。	市域における温室効果ガス排出量の削減目標については、2021年4月に開催された気候変動サミットにおいて、我が国が「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減」と宣言したことなどを踏まえた上で、2021年度末に改定を予定している川崎市地球温暖化対策推進基本計画（案）において、「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減」という目標を位置づけております。 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度により提出された事業者ごとの計画書及び報告書については、事業者の自主的な削減目標やその達成状況など、その概要をホームページで公表しております。当制度については、脱炭素化に向けた事業者の取組を更に促進するため見直しを検討し、事業者から排出される温室効果ガス削減に取り組んでまいります。
温暖化	19 110	温室効果ガスについて、市内企業の域外貢献量は475万トン-CO2とあるが、各事業所及び関連企業が、途上国等において資源採取や運搬等により排出する温室効果ガスについても算出し、公表すべきではないか。	域外貢献量は、ライフサイクル全体でCO2削減に貢献している製品・技術等について、その削減量が見える化し認証する「川崎メカニズム認証制度」において認証された市域外での削減貢献量から算出しており、原材料調達や輸送に係る排出量についても考慮されております。 また、事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計したサプライチェーン排出量の把握につきましては、国の動向を注視しながら、その把握方法など情報収集に努めてまいります。

第3章 環境政策ごとの目標の達成状況と具体的施策の概要

・地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす

項目	報告書ページ	市民意見要旨	対応措置
温暖化	47 169	二酸化炭素測定について、前年度の市民意見の対応措置において「地球全体の濃度測定が重要であることから、気象庁等の測定データを活用することで対応が可能」とあるが、市内に二酸化炭素の測定点はない。川崎市は、二酸化炭素排出実質ゼロ表明をしている自治体として、自ら市域で測定したデータを把握し、市内における二酸化炭素濃度の低下を図るべき。	二酸化炭素濃度の測定については、地球全体の濃度変化が重要であることから、気象庁等の国内測定データ等を活用することで対応が可能なものと考えております。 今後につきましても、引き続き、国等の動向を注視していくとともに、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」に基づき、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減を図ってまいります。
大気	56	麻生測定局における酸性雨調査の廃止の理由について、「雨水のpH導電率は殿町及び麻生で差はほとんどないから」とされているが、pHは両者にかかなりの差がある。また、工場地区にある殿町では、大量のアンモニア等による中和作用の影響があると考えられ、実際のpHはもっと下がり、麻生との差はもっと大きくなるはず。そのため、麻生測定局における酸性雨調査の廃止は時期早尚であり、「環境改善」を印象付ける措置ではないか。	酸性雨調査については、1988年から田島（現在は殿町）、1991年から麻生に自動測定機を設置し、継続して監視を行ってまいりました。 測定体制を見直した2018年度を含む過去5年間（2014年度～2018年度）で殿町と麻生の雨水のpHの推移を比較すると、殿町では4.8～5.0、麻生では4.6～4.9で推移しております。また、同時期の関東甲信静のpHは4.7～6.1で推移しており、殿町と麻生は関東甲信静のpHと差はほとんどないと考えているため、測定体制の見直しを図り、臨海部の発生源近傍である殿町での監視を継続しております。

・多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまちをめざす

項目	報告書ページ	市民意見要旨	対応措置
緑	66	大都市一人当たり都市公園の比較を見ると、川崎市は20都市のうち、最下位の大阪市に次ぐ都市となっているため、再開発等に際しては、業者に対して、できるだけ都市公園拡大をするよう誘導すべき。	都市化の進展により、まとまりのある緑の確保が難しくなっておりますが、市民の皆様や民間企業等と連携しながら、引き続き用地確保に向けて寄附や借地に関する地域の情報収集を行うなど、身近な公園整備に取り組んでまいります。 また、開発等に伴う公園設置につきましても、都市計画法等の法令による協議を引き続き行ってまいります。

・安心して健康に暮らせるまちをめざす

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	80 81	<p>二酸化窒素について、対策目標値の下限值（日平均値0.04ppm）を達成していない自排局3局の達成を目指すとともに、環境目標値（日平均値0.02ppm）について、達成年次を定め具体的な対策を急ぐべき。</p> <p>また、指標評価が「5」となっているが、指標である環境目標値は達成できていないため、指標評価は「2」が妥当ではないか。</p>	<p>二酸化窒素については、環境基準を継続して達成していることを踏まえ、次の達成目標としては、環境基準（対策目標値）の下限値である0.04ppmと考えております。</p> <p>0.04ppmの達成に向けては、自動車環境対策として、エコ運搬制度の運用等により、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブの推進を図ってまいります。また、工場・事業場に対しては、法・条例に基づく監視・指導を着実に実施していくとともに、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促してまいります。</p> <p>また、個別の指標については、対前年度比較と対基準値比較の2つの観点から評価しており、二酸化窒素については、環境基準を前年度から全局で達成しているとともに基準年度から達成局数が増加したことから、「5」の評価となったものです。</p> <p>2016年度版環境基本計画年次報告書から、定量化が難しいものや社会状況等の他の要因など指標の結果のみでは適切に評価することが難しい面もあることから、総合的かつ定性的に評価をするなどの見直しを行いました。今後も御意見を参考にわかりやすい記載とするよう努めてまいります。</p>
		<p>二酸化窒素については、対策目標値の下限値（日平均値0.04ppm）の未達成局は、わずか3局であり、対策目標値の達成後は、環境基本計画の重点目標である「0.04ppm 又はそれ以下を目指す」のうち、「それ以下」であり、その値は「0.02ppm」であると、当時の審議会の中で解釈された。しかし、大気・水環境計画素案では、二酸化窒素の目標が「下限値（0.04ppm）の達成」となっており、これは環境行政の後退ではないか。</p>	<p>大気・水環境計画案では、今後の10年間を見すえ、環境目標値の達成に向けた段階的な目標として、対策目標値の下限値である0.04ppmの達成を目標としております。</p> <p>二酸化窒素の環境目標値0.02ppmについては、引き続き達成すべき目標として認識しており、同計画案では、「現在の状況」の「大気」の項や、「本計画がめざすもの」に記載しております。</p>
大気	80 84	<p>光化学スモッグは二次生成物質であり、かつ広域に影響が及ぶため対策が困難なことは分かるが、光化学スモッグ注意報の発令日数がいつまでたっても目標を達成できないのは困る。炭化水素に関しては一定程度の取り組みが進んだが、気象条件と関係のない中核的な原因物質である窒素酸化物対策を一層推進し、解決してほしい。</p> <p>また、原因物質に係る排出基準値を、さらに厳しく見直すことも必要ではないか。</p>	<p>光化学スモッグにおきましては、原因物質の窒素酸化物について、工場・事業場に対して、法・条例に基づく監視・指導を着実に実施し、環境性能に優れた燃焼施設の導入を促すとともに、自動車環境対策としては、エコ運搬制度の運用等により、低公害・低燃費車の普及促進やエコドライブの推進を実施することで、光化学オキシダント濃度の低減を図り、光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指してまいります。</p>

<p>大気</p>	<p>85</p>	<p>PM2.5 について、未設置となっている常時監視測定局（多摩局・遠藤町局）の整備を早急に進めるべき。 また、環境基準が全局達成されていることを踏まえ、東京都のように「WHOの指針値：10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$」を新たな目標に掲げるなどし、さらなる対策を進めるべき。</p>	<p>PM2.5（微小粒子状物質）については、2009年9月の環境基準設定以降、測定体制の拡充を進め、2019年3月に中原平和公園自動車排出ガス測定局に測定機を設置し、18局中16局で測定を実施しております。多摩局については、2021年度中の測定開始に向けて準備を進めております。遠藤町局については、測定機の設置スペースの確保等を含め課題がありますが、設置の可能性について今後も検討を続けてまいります。 また、さらなる対策については、これまで市民、事業者、行政でPM2.5の低減対策に取り組んだ結果、2016年度以降、PM2.5を測定している全測定局で環境基準を達成しておりますが、国においてPM2.5の健康影響等に関して、2020年度に文献調査や疫学調査に基づく情報を収集している状況であり、本市としてもこれらの動向を注視してまいります。</p>
<p>大気</p>	<p>86</p>	<p>硫黄酸化物の工場・事業場からの排出量が2019年度は849トンであるが、これは前年度より284トンも増加しており、基準量（2009年度の800トン）も上回っているため、その要因の説明も記載するべき。有害な大気汚染物質は、可能な限り排出をゼロにすることを目指すべき。</p>	<p>大気汚染物質の排出量は、施設の稼働状況の影響を受けるため、2019年度については前年度を上回りました。 なお、硫黄酸化物の総排出量は、対策目標量を満足していますが、引き続き監視を継続していくとともに、環境負荷の低減に努めてまいります。</p>
<p>化学物質</p>	<p>93</p>	<p>PRTR法の特定第一種指定化学物質の2018年度の排出量は目標を達成して良かったが、PRTR対象物質の総排出量のデータも示すべき。大気・水環境計画素案では、届出対象事業者からの総排出量は2018年度で1,060トンとなっている。</p>	<p>PRTR対象物質の総排出量のデータについては、2020年度版環境基本計画年次報告書のP12、93、94等に示しております。</p>

・具体的施策の概要

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気・ 健康	145	<p>気管支ぜん息患者をはじめ、熱中症患者、新型コロナウイルス患者など、公害や人為的影響をもたらす健康被害が増加している。特にぜん息患者については、現状の大気汚染と有意な相関関係があることが環境省の「環境保健サーベイランス調査」を解析した住民側の専門家による報告書から分っていることから、川崎市は主体的に住民・市民の生命を守るため、健康被害防止の原点に立ち帰った環境行政を進めるべき。</p>	<p>本市では公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、気管支ぜん息等の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図ることを目的に、呼吸器健康相談事業や呼吸機能訓練事業など環境保健事業を実施しております。引き続き、事業内容の充実を図ってまいります。</p>

第5章 基本計画の総合的推進施策

項目	報告書 ページ	市民意見要旨	対応措置
大気	163	<p>公害や環境破壊が発生する事前の対策は重要であり、事業者が開発等をする前には、環境影響評価の実施が義務付けられているが、例えばPM2.5の環境基準による影響評価は、2009年の基準設定以来、いまだに実施されていない。本来なら計画中止とすべきところを、市は評価報告書を受け取り、手続きを進めている。市民の生命や環境保全の観点から、適切に制度を運用すべき。</p>	<p>PM2.5については、現状では詳細な予測及び評価は困難ですが、今後の国等の動向を踏まえながら、引き続き、事業者の対応を促してまいります。</p>